

(別紙1)

- 「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について（平成24年3月30日 障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） 【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
<p>障発0330第12号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日 一部改正 障発0930第2号 平成25年9月30日</p>	<p>障発0330第12号 平成24年3月30日 一部改正 障発0329第20号 平成25年3月29日</p>
<p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>	<p>各 都道府県知事 指定都市市長 殿 児童相談所設置市市長</p>
<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>	<p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長</p>
<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について</p>	<p>児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準について</p>
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>	<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の18第3項の規定に基づく「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「基準」という。）については、本年2月3日厚生労働省令第15号をもって公布され、同年4月1日から施行することとされたところであるが、基準の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内市町村、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。</p>
<p>記</p>	<p>記</p>
<p>第一・第二 (略) 第三 児童発達支援</p>	<p>第一・第二 (略) 第三 児童発達支援</p>

1 ～ 3 (略)

4 基準該当通所支援に関する基準

(1) ～ (3) (略)

(4) 準用 (基準第54条の5)

基準第54条の5により、第4条、第7条及び前節(第11条、第23条第1項及び第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について、準用されるものであることから、第三の3の(2)から(12)、(14)から(19)、(21)、(23)から(33)、(35)から(41)を参照されたい。

(5)・(6) (略)

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例 (基準第54条の8)

介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業所が(5)と同様の理由により、障害児に対して、指定小規模多機能型居宅介護を提供する場合には、当該指定小規模多機能型居宅介護を基準該当児童発達支援とみなすこととし、この場合の基準該当児童発達支援事業所として満たすべき基準は、次のとおりであること。

① 指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。)第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の4において準用する基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。)第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を上限とし、25人以下とすること。

② 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービス

1 ～ 3 (略)

4 基準該当通所支援に関する基準

(1) ～ (3) (略)

(4) 準用 (基準第54条の5)

基準第54条の5により、第4条、第7条及び前節(第11条、第23条第2項及び第4項、第24条、第25条第1項、第31条、第33条、第46条並びに第51条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について、準用されるものであることから、第三の3の(2)から(12)、(14)から(19)、(21)、(23)から(33)、(35)から(41)を参照されたい。

(5)・(6) (略)

の利用定員とは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者の数と指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の4において準用する基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を一日当たりの上限とし、登録定員の2分の1から15人までの範囲内とすること。

- ③ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適用な広さを有すること。
- ④ 指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、指定障害福祉サービス等基準第94条の2の規定に基づき基準該当生活介護とみなされる通いサービス、基準第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは基準第71条の4において準用する基準第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数を含めて指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用者の数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上であること。
- なお、指定小規模多機能型居宅介護事業所は、サービス管理責任者の配置が義務づけられていないが、指定小規模多機能型居宅介護事業者は指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者のうち、「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」に掲げる実務経験者に相当すると認められる管理者等に「サービス管理責任者研修事業の実施について」に基づき実施される「児童発達支援管理責任者研修」及び「相談支援従事者研修事業の実施について」に基づき実施される「相談支援従事者初任者研修（講義部分）」の受講を促すこととし、研修修了者が指定小規模多機能型居宅介護事業所を利用する障害児の児童発達支援計画を作成することが望ましい。
- ⑤ 障害児入所施設その他関係施設から、指定小規模多機能

型居宅介護事業所が障害児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けていること。

第四 (略)

第五 放課後等デイサービス

1～3 (略)

4 基準該当通所支援に関する基準

(1)・(2) (略)

(3) 準用(基準第71条の4)

第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第54条の6から第54条の8まで、第63条、第65条、第69条及び第70条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の3の(1)から(12)、(14)から(19)、(21)、(23)から(25)、(27)から(33)、(35)から(41)((38)の②を除く。)、第三の4の(5)から(7)、第四の3の(5)、を参照されたい。

第六・第七 (略)

第四 (略)

第五 放課後等デイサービス

1～3 (略)

4 基準該当通所支援に関する基準

(1)・(2) (略)

(3) 準用(基準第71条の4)

第71条の4により、第7条、第12条から第22条まで、第25条第2項、第26条から第30条まで、第32条、第34条から第36条まで、第38条から第45条まで、第47条から第50条まで、第51条第1項、第52条から第54条まで、第54条の6、第54条の7、第63条、第65条、第69条及び第70条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について、準用されるものであることから、第三の3の(1)から(12)、(14)から(19)、(21)、(23)から(25)、(27)から(33)、(35)から(41)((38)の②を除く。)、第三の4の(5)から(6)、第四の3の(5)、を参照されたい。

第六・第七 (略)